

広島県新動物愛護センター施設整備事業
要求水準書

令和3年1月

広島県

目次

第1.	総則	1
1.	本書の位置づけ	1
2.	事業の基本事項	1
3.	性能規定	2
4.	本事業のスケジュール	2
5.	遵守すべき法制度等	3
6.	要求水準書の変更	5
7.	事業期間終了時の要求水準	5
8.	著作権・特許権等	6
9.	文書の管理・保存、情報公開	6
10.	個人情報の保護及び秘密の保持	6
第2.	施設整備に関する事項	7
1.	基本要件	7
2.	設計に関する業務	10
3.	建設に関する業務	11
4.	施設の所有権移転業務	14
5.	建築計画に係る基本要件	14
6.	諸室/機能に係る要求水準	16
7.	建築設備に係る要求水準	26
第3.	施設の維持管理に関する事項	28
1.	総則	28
2.	建物/建築設備保守管理業務	33
3.	外構/植栽保守管理業務	34
4.	備品保守管理業務	35
5.	清掃/環境衛生管理業務	35
6.	警備業務	37
7.	修繕業務	38
8.	焼却業務	39
9.	譲渡犬猫展示室運営業務	41
10.	付帯施設に関する業務	46

■資料一覧

資料番号	資料名称
資料 1	敷地の測量調査結果
資料 2	敷地の地質調査結果
資料 3	インフラ整備状況
資料 4	基本設計図書一覧
資料 5	実施設計図書一覧
資料 6	完成図書一覧
資料 7	選定事業者が調達する備品一覧
資料 8	選定事業者が旧センターから設置すべき備品一覧
資料 9	諸室の設備等一覧
資料 1 0	電気設備対応諸室一覧
資料 1 1	基本造成設計及び施設配置イメージ

第1. 総則

1. 本書の位置づけ

本書は、広島県（以下、「県」という。）が、「広島県新動物愛護センター施設整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「選定事業者」という。）の募集・選定にあたり、民間事業者に要求する業務のサービス水準を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を示すものである。また、別添の要求水準書資料は、要求水準書と一体のものとして位置づけるものとする。

なお、県は要求水準書の内容を、落札者の決定及び事業者の事業実施状況評価の基準として用いることとする。このため、審査時点において要求水準を満たないことが明らかな提案については、失格とする。ただし、事業者の提案内容における水準が、要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として優先的に適用するものとする。さらに、選定事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。県による事業実施状況のモニタリングにより、選定事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、特定事業契約（以下、「事業契約」という。）に基づき措置するものとする。

2. 事業の基本事項

(1) 事業の目的

県では、平成20年3月に策定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護管理に係わる全ての主体が各種施策に取り組んできたことにより、犬猫の殺処分頭数は大幅に削減された。更に平成28年度には動物愛護団体による殺処分対象の犬猫の全頭引取が開始され、現在は、犬猫の殺処分が事実上ない状態に至っている。

しかし、現在の県動物愛護センターは、昭和55年に建設された施設のため、①収容した犬猫の個別管理ができる構造となっておらず犬猫の感染症対策が十分ではないことや②譲渡用犬猫の効果的な展示施設もない等、収容した犬猫の返還譲渡を促進できる構造になっておらず、また、依然として収容される犬猫の頭数は多い状況にある。

このため、平成29年度には「広島県動物愛護センターにおける収容・譲渡業務等のあり方」や令和元年度には「新動物愛護センター整備基本構想」を策定するに至った。

上記を踏まえ、譲渡促進や動物愛護・適正飼養のさらなる啓発に取り組み、県の目指す姿である「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するための拠点として、広島県新動物愛護センターの整備を図ることとする。

整備にあたっては、PFI法に基づく事業として実施する。設計、建設及び維持管理を一体的に実施することにより、民間事業者の創意工夫の発揮によって公共サービスの質の向上と財政負担の縮減がより一層期待されることである。

(2) . 事業の基本理念

本事業の基本理念（コンセプト）を以下に示す。

譲渡促進のための施設	「殺処分するための施設」から「生かすための施設」に転換し、譲渡適性のある犬猫は全て譲渡する
命について学ぶ施設	動物愛護教育を通じて「命の大切さ」を発信していく拠点とする
人が集まる施設	明るく楽しい雰囲気、多くの人に集まってもらえる施設にする
災害時に使用可能な施設	平成 30 年度の豪雨災害も踏まえ、災害時の動物救護活動拠点としての機能を備える
人と動物の共通感染症対策に対応できる施設	県獣医師会とも連携し、狂犬病をはじめとした人と動物の共通感染症に適切に対応するとともに、県民へ広く広報する機能を備える

(3) . 事業の業務範囲

事業の業務範囲は、以下の通りである。

①設計、建設段階	(ア)設計に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査業務 ・ 各種申請及び関連業務 ・ 設計業務（造成設計を含む） 	
	(イ)建設に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業務（造成工事を含む） ・ 工事監理業務 ・ 備品設置業務 	
	(ウ)施設所有権移転に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の所有権移転業務 	
②維持管理段階	(ア)維持管理に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物・建築設備保守管理業務 ・ 外構・植栽保守管理業務 ・ 備品保守管理業務 ・ 清掃・環境衛生管理業務 ・ 警備業務 ・ 修繕業務 ・ 焼却業務 	
		(イ)運営に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡犬猫展示室運営業務
		(ウ)付帯施設に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の提案による独立採算で実施する事業

3. 性能規定

本書は、県が本事業に求める施設内容とサービス水準を規定するものである。

入札参加者は、本書に具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行い、本書に具体的な特記仕様の無い内容については、創意工夫を発揮した提案を行うこと。

4. 本事業のスケジュール

設計・建設期間	契約締結日～令和 5 年 3 月末日（開設準備期間含む）
維持管理期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 20 年 3 月末日

5. 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたって、選定事業者は関連する各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を遵守すること。

本事業に関する主な関係法令等は、以下のとおりである。付帯施設業務について別途必要である各種法令等については選定事業者で確認すること。

(1) 法令

遵守すべき法令は、以下のとおりである。

全般	・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
	・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
	・ 建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）
	・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
	・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
	・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
	・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）
インフラ	・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
	・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
	・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
	・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
	・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
	・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
防止・規制等	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
	・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
	・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
	・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 138 号）
	・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
	・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
エネルギー 環境	・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
	・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
	・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
	・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
	・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
	・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
動物	・ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）
	・ 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）

(2) 広島県及び三原市条例等

遵守すべき広島県及び三原市の条例は、以下のとおりである。

広島県	・広島県建築基準法施行条例
	・広島県福祉のまちづくり条例
	・広島県環境基本条例
	・広島県生活環境の保全等に関する条例
	・広島県景観条例
	・広島県個人情報保護条例
	・広島県動物愛護管理条例
三原市	・三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	・三原市下水道条例
	・三原市火災予防条例

(3) 適用基準

施設の設計及び建設にあたっては、建築基準法の他、以下の諸基準に準拠すること。

国土交通省大臣 官房官庁営繕部 監修	・建築設計基準及び同解説
	・建築構造設計基準及び参考資料
	・建築設備設計基準
	・構内舗装・排水設計基準
	・官庁施設の基本的性能基準
	・官庁施設の基本的性能に関する技術基準
	・官庁施設の環境保全性基準
	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
	・建築工事設計図書作成基準
	・営繕工事写真撮影要領
	・日本建築学会諸基準
	・公共建築工事標準仕様書 建築工事編（最新版）
	・公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（最新版）
	・公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（最新版）
	・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
	・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
	・公共建築工事積算基準
	・公共建築数量積算基準
	・公共建築設備数量積算基準
・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	
・官庁施設の防犯に関する基準	

6. 要求水準書の変更

(1) 要求水準の変更事由

県は、下記の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- (ア) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき
- (イ) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき
- (ウ) 県の事由により業務内容の変更が必要なとき
- (エ) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

(2) 要求水準書の変更手続き

県は、要求水準を変更する場合、事前に選定事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく選定事業者へ支払う対価を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

7. 事業期間終了時の要求水準

(1) 要求水準

選定事業者は、事業期間終了時において、施設の全てが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で県へ引継げるようにすること。性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。

(2) 知的財産等の引継ぎ

事業終了時に、事業者（構成員および協力企業を含む。）が有する本事業により発生した知的財産権等の一切を県に引継ぐこと。

(3) 引継ぎ方法

事業期間終了にあたり、選定事業者は県と協議の上、日程を定め県の立会いの下に上記の状態の満足についての確認を受けること。

8. 著作権・特許権等

(1) 著作権

事業提案の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、県は本事業の公表時及び県が必要と判断した場合には、落札者の事業提案書の一部または全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、入札参加者の承諾なく本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として、事業者が負うこととする。

9. 文書の管理・保存、情報公開

事業者は、本事業を行うに当たり作成し、または取得した文書（以下、「対象文書」という。）を適正に管理し、保存すること。または、県から対象文書の提出が求められる場合は、速やかにこれに応じること。

10. 個人情報の保護及び秘密の保持

(1) 個人情報

事業者は、本事業を行うにあたって個人情報を取扱う場合は、「広島県個人情報保護条例」に基づき、その取扱いに十分留意し、情報の漏洩、滅失および毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するための必要な措置を講じること。

(2) 秘密の保持

事業者は、本事業の各業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本事業終了時も同様とする。

第2. 施設整備に関する事項

1. 基本要件

(1) 敷地条件

敷地条件は、以下のとおりである。敷地面積は 13,494 m²であるが、うち開発範囲は平地部分を活用した約 8,000 m²程度とする。(一部敷地範囲外の敷地についても、県有地であり、造成可能範囲とする。) 造成により水路を暗渠化する場合には事業者が管理をしやすいような計画とすること。

所在地	広島県三原市本郷町上北方字倉山 11352 番
敷地面積	13,494 m ² (うち開発範囲は約 8,000 m ² 程度とする。)
保有者	県有地
用途地域	用途地域の指定のない地域
建蔽率	70%
容積率	400%
防火指定	指定なし
日影規制	対象外
宅地造成規制	宅地造成工事規制区域

(2) 敷地及び敷地周辺の現況

敷地及び敷地周辺の現況は、以下のとおりであり、資料 1～3 を参照すること。

敷地の現況	資料 1 「敷地の測量調査結果」を参照
敷地の地質状況	資料 2 「敷地の地質調査結果」を参照
敷地のインフラ状況	資料 3 「インフラ整備状況」を参照

※なお、設計業務の実施にあたり、選定事業者が必要とする場合に自ら実施する地質調査等を妨げるものではない。

なお、インフラ設備の整備については以下の通りである。なお、下記事項は参考であり、各インフラの整備状況等については、選定事業者の責任において確認の上、計画し、敷地外整備は管理者と協議の上、早急に調整を行うこと。

項目	整備役割
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道 82 号広島空港本郷線の事業用地側の歩道に径 300mm が敷設。 ・ 事業用地と中央森林公園駐車場の間の園路に径 75mm の配水管が敷設。 ・ 事業者は径 75mm から本施設への引き込みに必要な工事を最大径 50mm 以下にして行い、必要に応じて受水槽の設置をすること。
汚水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道 82 号広島空港本郷線の事業用地側の歩道に公共下水道流域幹線及び受口が敷設。 ・ 事業者は三原市汚水排水の担当課と計画について事前に協議を行うこと。 ・ 協議に基づき、三原市は、県道 82 号広島空港本郷線に、必要な汚水排水管及び人孔、宅内第 1 人孔について施工する。 ・ 三原市の汚水排水施設施工に伴う分担金は、広島県が分担する。
雨水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用地東側の既存水路へ雨水を接続すること。 ・ 調整池の整備は必要ない。 ・ 事業者は本施設敷地内の雨水排水施設の工事を行うこと。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道 82 号広島空港本郷線の事業用地側の歩道に管末が敷設（バルク供給）。 ・ 中央森林公園駐車場北側出口付近まで敷設されているが、詳細は事業者にて確認のこと。 ・ 事業者はバルク供給システムにより、本施設への引き込みに必要な工事を行うこと。
電気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地中化指定区域（広島空港周辺）のため、地中線引き込みとする。 ・ 中国電力が、敷地内に高圧キャビネット（開閉装置）を設置する。 ・ 高圧キャビネットの設置位置は、基本的に中国電力の既存設備から最も近い位置を基本とし、別途協議により決定すること。 ・ 事業者は、敷地内に設置する高圧キャビネットから、本施設への引き込みに必要な工事を行うこと。
通信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者で確認し、整備すること。

※本施設とは、本事業の入札書類において整備対象とされた施設並びにそれらの附帯設備又はこれらに相当する本件工事により整備された施設及び附帯設備をいう。

(4) 整備施設の概要

整備施設の概要は、以下のとおりである。

施設		必要床面積	施設構成
屋内施設	収容動物飼養施設	445 m ²	検疫室（個別）、保護室（個別）、譲渡犬猫展示室（個別）、譲渡子犬展示室（群）、ふれあい室
	飼養動物健康管理施設	150 m ²	グルーミング室、検査室、処置室、手術室、レントゲン室、隔離室（個別）
	飼養動物管理施設	130 m ²	飼養動物飼育室、保管庫、倉庫、飼料室、洗浄室（大）
	狂犬病予防施設	32 m ²	剖検室
	普及啓発等施設	170 m ²	研修室・展示室、相談室
	管理部門施設	407 m ²	事務室、更衣室（男）、更衣室（女）、トイレ、シャワー（男）、シャワー（女）、洗濯室（人用）、給湯室、書類庫、休憩室、所長室、会議室、倉庫、SPC 職員控室
	その他	任意	廊下、機械室
屋外施設	その他※	400 m ² 程度	運動場
		1,000 m ² 程度	動物ふれあい広場
		2,500 m ² 程度	駐車場

※その他の駐車場等の必要床面積は、中央森林公園駐車場と隣接していることを踏まえた面積を設定すること。

2. 設計に関する業務

(1) 事前調査業務

選定事業者は、本施設を整備するために必要な設計を行う。設計に伴い必要な調査は、選定事業者の判断により、関係法令に基づいて、実施すること。なお、県が実施した、資料1「敷地の測量調査結果」及び資料2「地質調査結果」の内容を確認し必要に応じて利用すること。また、選定事業者が必要とする場合は追加の測量及び地質調査を行うこと。

(2) 各種申請及び関連業務

設計・建設工事及び供用開始に必要な一切の申請及び手続きを行うこと。各種許認可等の写しを県に提出すること。

(3) 設計業務及び関連業務

1) . 設計業務（基本設計、実施設計及び設計に関する関連業務）

①	選定事業者は、事業契約締結後、事業契約書、要求水準書及び選定事業者提案書に基づいて、本施設の設計業務を実施すること。
②	選定事業者は、設計の着手に際し、入札参加時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、設計業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ「設計業務計画書」を作成し、県の承諾を得ること。
③	設計業務の工程計画の作成にあたっては、選定事業者において行うべき許認可取得のスケジュールを十分に考慮すること。また、県との協議及び県の承諾期間を見込むこと。
④	選定事業者は、「設計業務計画書」に基づき、基本設計及び実施設計を行うこと。
⑤	選定事業者は、設計の進捗に関して、定期的に県と打合せを行うこと。
⑥	打合せ、報告、確認にあたっては、設計内容を表すための図面、スケッチの他に模型、パース等を用意すること。
⑦	選定事業者は、基本設計が完成した段階及び実施設計が完成した段階で、速やかに「基本設計図書」及び「実施設計図書」を県に提出し、承諾を受けること。また、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の計算結果を提出すること。
⑧	選定事業者の提出する「基本設計図書」及び「実施設計図書」の内容については、資料4「基本設計図書一覧」、資料5「実施設計図書一覧」のとおりとする。
⑨	選定事業者は、建築基準法等の法令に基づく各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、これらの手続きについて、県に対して事前説明及び事後報告を行うとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを提出すること。
⑩	県は、実施設計の内容に対し、工期及び費用の変更を伴わず、かつ選定事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。

3. 建設に関する業務

(1) 建設業務

1) . 建設工事

①	業務の着手までに、建設業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ工事全体の「施工計画書」を作成し、県の承諾を得ること。選定事業者は、事業契約書、要求水準書、提案書、実施設計図書及び施工計画書に基づいて、本施設の建設工事を実施すること。
②	選定事業者は、工事にあたって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように選定事業者の責任において実施すること。
③	選定事業者は、着工に先立ち、近隣施設に対する工事内容の説明及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
④	選定事業者は、本施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分、高所等の仮設足場等が撤去される時期について、事前にその内容及び実施時期を県に通知すること。県は当該検査又は試験に立会うことが出来るものとする。
⑤	選定事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。
⑥	選定事業者は、工事中の騒音・振動・安全等の対策を行うこと。
⑦	県は、選定事業者が行う工程会議に立会うことが出来るとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことが出来るものとする。
⑧	選定事業者は、工事期間中、県と協議して定める期限までに「月間工程表」及び「週間工程表」を作成し、県に提出すること。
⑨	選定事業者は、工事期間中、常に工事記録を整備すること。
⑩	選定事業者は、県の監査等に係わる検査等の資料作成等に協力すること。

2) . 中間検査業務

①	選定事業者は、自らにおいて本施設の中間検査を行うこと。
②	基礎、構造躯体、隠蔽される部分等、十分に検査を行うこと。
③	選定事業者は、中間検査の実施内容及び日程を事前に県に報告し、調整を経て確認を受けること。
④	選定事業者は、県に対して、各種検査の記録を報告書、写真をもって報告すること。

3) . 完成検査業務

①	選定事業者は、工事の完了後、建築基準法等に基づく本施設の完了検査を行うこと。完了検査の日程は事前に県に通知すること。
②	選定事業者は、県に対して、完了検査の結果を検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。
③	県は、選定事業者による完了検査報告を受けた後、県自らによる完成検査を行う。選定事業者は、県による完成検査に立会い、協力をすること。
④	県による完成検査について、選定事業者はその検査項目及び検査内容の提案を行うものとし、県がこれらの内容を決定するものとする。
⑤	選定事業者は、県が行う完成検査の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
⑥	選定事業者は、県による完成検査後、県から完成確認通知を受けるものとする。

4) . 完成図書作成業務

①	選定事業者の提出する「完成図書」の内容については、資料 6「完成図書一覧」のとおりとする。
---	---

(2) 工事監督業務

①	選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を定め、本施設の工事に関して要求水準書及び実施設計図書に示された性能を実現するための工事監理を行うこと。
②	工事監理業務内容は、「民間（旧四会）連合建築監理業務委託契約約款」に示されている業務とする。
③	選定事業者は、工事監理者に工事監理を行わせ、工事監理の状況について定期的（毎月1回以上）に県に報告すること。また、県が必要に応じて現場の確認及び協議を求めた場合は、随時応じること。

(3) 備品設置業務

①	選定事業者は、本施設の引渡しの日までに、本施設の県の運營業務に係る備品の調達及び設置を資料7「選定事業者が調達する備品一覧」を参照として行うこと。 なお、備品の管理（保守、修繕、更新）は県が行い、本業務には含まない。また、選定事業者が実施する維持管理・運營業務に係る備品については、選定事業者が自ら調達すること。
②	備品リストに提示していない備品は事業者の提案によるものとするが、提案による備品についても県の所有物とすることを原則とし、備品台帳を作成して県に提出すること。
③	資料7の表中に示されている備品は参考であり、民間事業者の提案に応じて、県との協議の基、備品の性能や数量について決定すること。
④	調達する備品類が適切に配置できるように各部屋のレイアウトを検討すること。
⑤	資料8「選定事業者が旧センターから設置すべき備品等一覧」を参照に、旧センターから備品等に移設すること。移設する備品等は現時点での想定であるので、県からの追加対応にも必要に応じて実施すること。 なお、旧センターの慰霊碑は移転するものとし、その設置場所は県と協議の基、決定することとし、慰霊祭が開催できるようにすること。
⑥	選定事業者が調達する備品と旧センターから設置する備品については、県との協議のもと、設置時期を決め開所に遅れないようにすること。

(4) 保険

選定事業者は、建設工事期間中、自らの負担により次の保険に加入すること。

建設工事保険	工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用の補償を行う。
	対 象：本事業の工事に関するすべての建設資産 補償額：本施設等の再調達金額 その他：被保険者を選定事業者、建設企業（下請業者を含む。）及び県とする。
工事完成遅延保険	工事中に予定通りに工事が進まずに工程が遅れた場合、建設工事が遅れた費用の補償を行う。
	対 象：本事業の工事に関する工程 補償額：任意 その他：被保険者を選定事業者、建設企業（下請業者を含む。）及び県とする。
第三者賠償責任保険	工事中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償を行う。
	対 象：本施設等内における建設期間中の法律上の賠償責任 補償額：任意 その他：被保険者を選定事業者、建設企業（下請業者を含む。）及び県とし、交差責任担保特約を付けること
その他保険	選定事業者は、自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入すること。

4. 施設の所有権移転業務

選定事業者は、県から本施設の工事の完成確認通知を受領した後、引渡し予定日までに本施設の所有権を県に移転する手続きを行い、本施設を県に引き渡すこと。また、本施設の引渡しの際に県に対して設備等の操作説明等を行うこと。

5. 建築計画に係る基本要件

(1) 建築計画

本施設が備えなければならない主要な性能は、以下のとおりである。

大項目	項目	要求水準			
①機能性	(A)動線への配慮	ア) 諸室の配置については、維持管理・運営の内容に配慮した機能的な配置・構成とすること イ) 来訪者の安全性と利便性に配慮した動線とすること ウ) 自動車の出入口の位置や歩行者・自転車・自動車の効果的な分離方法は、事業者の提案によるものとする エ) 感染症対策に配慮した動線とすること			
	(B)室内環境への配慮	ア) 犬猫等の動物を取扱う施設であることから、遮音や防振、気温、換気等の室内環境に配慮すること イ) シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材とすること ウ) 結露防止や防カビの対策を行うこと			
	(C)利便性への配慮	ア) 清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート等の確保に努めること			
	(D)将来の配置等変更への配慮	ア) 研修室・展示室については、各諸室内のレイアウトや間仕切り等の変更を考慮した平面計画とすること			
②安全性	(A)安全性の確保	ア) 県民の誰でも利用できるような利用者の安全に配慮すること			
	(B)耐震性の確保	ア) 「官庁施設の基本的性能基準」「官公施設の総合耐震基準」に基づき、以下の耐震性能を確保すること <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>構造体安全性：Ⅱ類</td> </tr> <tr> <td>建築非構造部材耐震安全性能：B類</td> </tr> <tr> <td>建築設備の耐震：乙類</td> </tr> </table> イ) 耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、風荷重、その他の荷重に対して構造上十分な安全計画を確保すること	構造体安全性：Ⅱ類	建築非構造部材耐震安全性能：B類	建築設備の耐震：乙類
	構造体安全性：Ⅱ類				
	建築非構造部材耐震安全性能：B類				
建築設備の耐震：乙類					
(C)防災性の確保	ア) 自然災害や火災において2方向以上に避難できるような経路を確保すること イ) その他、風害や雪害（落雪や落水、積雪、路上凍結）、落雷、浸水・冠水等の災害にも考慮すること				
(D)ユニバーサルデザインへの配慮	ア) バリアフリー新法及び広島県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリーに配慮すること イ) 子どもや高齢者、障がい者を含むすべての県民				

大項目	項目	要求水準
		が利用しやすいようにバリアフリーに配慮すること
	(C)耐久性能の確保	ア) 仕上げ材は各機能の用途及び利用頻度、各部位の特性を把握した上で最適な組み合わせを選ぶこと イ) 長寿命化かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること
③景観	(A)景観への配慮	ア) 広島県景観条例に基づき、施設の形態や意匠、色彩等に配慮すること
④環境	(A)地球環境への配慮	ア) 「官庁施設の環境保全性に関する基準」の水準を確保すること イ) 自然豊かな計画地周辺の環境保全・向上に配慮し中央森林公園に過度な影響を与えないこと
	(B)負荷の抑制	ア) 断熱や気密性の向上、日射のコントロール、空調及び換気方式の工夫等により建物の負担の総合的な削減を図ること
	(C)エネルギー・資源の有効利用	ア) エネルギーや資源を無駄なく効率的に使うことのできる設備を採用するとともに、エネルギー管理等による継続的な効果の維持を図ること
	(D)長寿命化	ア) 合理的な耐久性と将来の更新や変化に配慮したゆとりとフレキシビリティを確保することで施設の長寿命化を図ること

6. 諸室/機能に係る要求水準

(1) 建物

建物の必要諸室及び面積を示す。面積については、本書に示す数値を基準として、計画すること。

区分	諸室名	使用目的	必要床面積
収容動物 飼養施設	犬検疫室（個別）	収容時の感染症罹患の有無の確認	135 m ²
	猫検疫室（個別）	収容時の感染症罹患の有無の確認	25 m ²
	犬保護室（個別）	迷い犬、譲渡候補犬の管理	85 m ²
	猫保護室（個別）	迷い猫、譲渡候補猫の管理	15 m ²
	譲渡犬展示室（個別）	譲渡用犬の展示	50 m ²
	譲渡猫展示室（個別）	譲渡用猫の展示	50 m ²
	譲渡子犬展示室（群）	譲渡候補の子犬の社会学習	50 m ²
	ふれあい室	ふれあいながら譲渡適正を確認	35 m ²
飼養動物 健康管理	グルーミング室	動物の洗浄、トリミング	15 m ²
	検査室	一般検査	40 m ²
	処置室	治療	30 m ²
	手術室	手術	25 m ²
	レントゲン室	レントゲン撮影	10 m ²
	犬隔離室兼狂犬病観察室（個別）	感染症罹患動物の隔離	20 m ²
	猫隔離室	感染症罹患動物の隔離	10 m ²
飼養動物 管理	飼養動物飼育室	ふれあい用動物の飼養管理	40 m ²
	保管庫	薬品等の保管	10 m ²
	倉庫	清掃道具の保管等	25 m ²
	飼料室	飼料保管	25 m ²
	洗浄室（大）	ケージの洗浄（高圧洗浄機使用）	30 m ²
狂犬病予防	剖検室	解剖	32 m ²
普及啓発等	研修室・展示室	愛護教室等に使用	150 m ²
	相談室	飼育相談、取扱業の指導、愛護団体等との協議に使用	10 m ² ×2室
管理部門	事務室	職員の事務室	150 m ²
	更衣室（男）	職員（男）の更衣室	30 m ²
	更衣室（女）	職員（女）の更衣室	30 m ²
	トイレ	職員、館内利用者のトイレ	45 m ²
	シャワー（男）	職員及びSPC職員の利用シャワー	7 m ²
	シャワー（女）	職員及びSPC職員の利用シャワー	7 m ²
	洗濯室（人用）	作業服の洗濯	8 m ²
	給湯室	職員利用の給湯室	10 m ²
	書類庫	職員利用の書類庫	25 m ²
	休憩室	職員の休憩室	15 m ²
	所長室	所長の在室	30 m ²
	会議室	所内会議・打合せ、クレーム対応等	20 m ²
	SPC職員控室	SPC職員の更衣室・休憩室を確保	10 m ²
	SPC倉庫	SPC管理物品や寄付物品を確保	20 m ²
その他	廊下	建築計画に応じた規模の廊下	任意
	機械室	建築計画に応じた規模の機械室	任意

※ 別途、利用者入口（エントランス）近くに、本や譲渡者からの便り等が展示・収納できる情報コーナーを設置すること。

建物の諸室・機能に係る要求水準は、以下のとおりである。

項目	用途	要求水準
①収容動物飼養施設	(A) 検 疫 室 (個別)	<p>収容時の感染症罹患の有無確認</p> <p>ア) 犬と猫は別室とすること イ) 成犬用のケージは2室が連結しているなど掃除しやすい構造とすること ウ) 子犬、成猫、子猫用のケージは可動式のものとし洗浄しやすい構造とすること エ) 他室との交差がなく、一方向の作業動線が確保できること オ) 耐水性・耐薬品性及び耐腐食性で、動物が衝突しても損傷しないケージとすること (ステンレス製 (SUS304 相当) 等) カ) 壁床も耐水性・耐薬品性及び耐腐食性とし、給排水設備を設けること キ) 部屋ごとに空調管理できる構造とすること ク) 動物に直接接触しなくても出し入れが容易な構造のケージとすること ケ) 外部とシャッターで区画された搬入口から動物の搬送がスムーズに行えること コ) 外部に騒音が漏れない構造とすること サ) 汚染区域 (検疫室, 隔離室) とし、履物を他室と区別できる構造とすること シ) 動物の洗浄が行える場所及び設備を設けること ス) 搬入時マイクロチップの確認が容易な構造とすること セ) 検疫室と他室とは近接した別室とするなど, 明確に分離すること ソ) 車両が搬入しやすく団体への引き出しができる搬出口を設けること タ) 脱臭設備を備えること チ) 給湯可能な洗浄用シンクを設置すること ツ) 犬舎が向き合わないようにケージ等を配置すること</p>
	(B) 保 護 室 (個別)	<p>迷い犬猫、譲渡候補犬猫の管理</p> <p>ア) 犬と猫は別室とすること イ) 成犬用のケージは2室が連結しているなど掃除しやすい構造とすること ウ) 子犬、成猫、子猫用のケージは可動式のものとし洗浄しやすい構造とすること エ) 耐水性・耐薬品性及び耐腐食性で、動</p>

項目	用途	要求水準
		<p>物が衝突しても損傷しないケージとすること。(ステンレス製 (SUS304 相当) 等)</p> <p>オ) 壁床も耐水性・耐薬品性及び耐腐食性とし、給排水設備を設けること</p> <p>カ) 空調管理できる構造とすること</p> <p>キ) 動物に直接接触しなくても出し入れが容易な構造のケージとすること</p> <p>ク) 外部に騒音が漏れない構造とすること</p> <p>ケ) 犬室は運動スペースに隣接していること</p> <p>コ) 団体への引き出し搬出口を設けること</p> <p>サ) 脱臭設備を備えること</p> <p>シ) 検疫室との同線を考慮して配置すること</p> <p>ス) 給湯可能な洗浄用シンクを設置すること</p> <p>セ) 犬舎が向き合わないようにケージ等を配置すること</p>
(C)譲渡犬猫展示室(個別)	譲渡用犬猫の展示	<p>ア) 犬と猫は別室とすること</p> <p>イ) 成犬用のケージは2室が連結しているなど掃除しやすい構造とすること</p> <p>ウ) 空調管理できる構造とすること。</p> <p>エ) 耐水性・耐薬品性で、動物が衝突しても損傷しないケージとすること(ステンレス製 (SUS304 相当) 等)</p> <p>オ) 壁床も耐水性・耐薬品性とし、給排水設備を設けること</p> <p>カ) 来場者が動物を容易に確認できる配置とすること</p> <p>キ) 脱臭設備を備えること</p> <p>ク) 猫譲渡展示室には家庭のリビングルーム等を想定したスペースを設け、ソファ等必要な物品を備えること</p> <p>ケ) 給湯可能な洗浄用シンクを設置すること</p> <p>コ) 犬舎が向き合わないようにケージ等を配置すること</p>
(D)譲渡子犬展示室(群)	譲渡候補の子犬の社会化学習	<p>ア) 空調管理できる構造とすること</p> <p>イ) 耐水性・耐薬品性及び耐腐食性で、動物が衝突しても損傷しないケージとすること(ステンレス製 (SUS304 相当) 等)</p> <p>ウ) 壁床も耐水性・耐薬品性及び耐腐食性とし、給排水設備を設けること</p> <p>エ) 来場者が容易に動物を確認できる配置とすること</p> <p>オ) 脱臭設備を備えること</p>

項目	用途	要求水準	
		カ) 給湯可能な洗浄用シンクを設置すること	
(E)ふれあい室	譲渡候補の犬猫とのふれあい	ア) 犬と猫は別室とすること イ) 空調管理できる構造とすること ウ) 展示室と隣接すること エ) 譲渡希望者がリラックスして動物とふれあえる構造とすること オ) ふれあいの様子が外から分かるようにすること カ) 脱臭設備を備えること	
②飼養動物健康管理	(A)グルーミング室	動物の洗浄トリミング	ア) 空調管理できる構造とすること。 イ) 耐水性・耐薬品性及び耐腐食性の壁床とし、給排水設備を設置すること。 ウ) 脱臭設備を備えること エ) シャンプー等に必要な設備を備えること
	(B)検査室	一般検査	ア) 空調管理できる構造とすること イ) 耐水性・耐薬品性及び耐腐食性の壁床とし、給排水設備を設置すること
	(C)処置室	治療	ア) 空調管理できる構造とすること イ) 耐水性・耐薬品性及び耐腐食性の壁床とし、給排水設備を設置すること ウ) 一時的に動物を係留または保管できる構造とすること
	(D)手術室	手術	ア) 空調管理できる構造とすること イ) 耐水性・耐薬品性及び耐腐食性の壁床とし、給排水設備を設置すること ウ) 処置室と隣接すること
	(E)レントゲン室	レントゲン検査	ア) 放射線が漏れない構造であること イ) 空調管理できる構造とすること ウ) 耐水性・耐薬品性及び耐腐食性の壁床とし、給排水設備を設置すること
	(F)隔離室(個別)	感染症罹患動物の隔離	ア) ケージは可動式のものとし洗浄しやすい構造とすること イ) 犬と猫は別室とすること ウ) 他室との交差がなく、一方向の作業動線が確保できること。 エ) 耐水性・耐薬品性及び耐腐食性で、動物が衝突しても損傷しないケージとすること(ステンレス製(SUS304相当)等) オ) 壁床も耐水性・耐薬品性及び耐腐食性とし、給排水設備を設けること

項目		用途	要求水準
			カ) 空調管理できる構造とすること キ) 動物に直接接触しなくても出し入れが容易な構造のケージとすること ク) 汚染区域（検疫室、隔離室）とし、履物を他室と区別できる構造とすること ケ) 脱臭設備を備えること コ) 給湯可能な洗浄用シンクを設置すること サ) 犬舎が向き合わないようケージ等を配置すること
③飼養動物管理	(A)飼養動物飼育室	ふれあい用動物の飼養管理	ア) 空調管理できる構造とすること イ) 耐水性・耐薬品性及び耐腐食性で、動物が衝突しても損傷しないケージとすること（ステンレス製（SUS304相当）等） ウ) 壁床も耐水性・耐薬品性及び耐腐食性とし、給排水設備を設けること エ) 来場者が動物と触れ合える構造とすること オ) 脱臭設備を備えること カ) 動物ふれあい広場に容易にアクセスできる配置にすること キ) 動物愛護管理法の改正に伴い現在検討されている動物取扱業者における飼養施設の設備の構造及び規模等の基準案に対応した構造とすること ク) 給湯可能な洗浄用シンクを設置すること
	(B)保管庫	薬品等の保管	ア) 空調管理できる構造とすること イ) 清掃が容易な床、壁とすること
	(C)倉庫	清掃道具の保管等	ア) 空調管理できる構造とすること イ) 清掃が容易な床、壁とすること ウ) 寄付物資（ウエス等）の保管棚を設けること
	(D)飼料室	飼料保管	ア) 空調管理できる構造とすること イ) 清掃が容易な床、壁とすること
	(E)洗浄室 (大)	ケージの洗浄(高圧洗浄機使用)	ア) 空調管理できる構造とすること イ) 耐水性・耐薬品性及び耐腐食性の壁床とし、給排水設備を設置すること ウ) 温水が供給できる構造とすること エ) 検疫前の動物と検疫後の動物で使用する設備を区別できる構造とすること オ) 洗浄を実施する職員が飛沫等を吸引しないよう対策が取られていること
④狂犬病予防	(A)剖検室	解剖	ア) 空調管理できる構造とすること イ) 耐水性・耐薬品性及び耐腐食性の壁床とし、給排水設備を設置すること ウ) 出入口は施錠できる構造とすること エ) 汚染区域で飼養管理している動物の処

項目	用途	要求水準
		置室として使用できる構造であること
⑤普及啓発等	(A)研修室・展示室	動物愛護教室に使用 ア)雨天時に犬の運動に使用できる床材とすること イ) 空調管理ができること ウ) パーテーション等で2室以上に分割できるようにすること
	(B)相談室	飼育相談、取扱業の指導、愛護団体等との協議に使用 ア) 空調管理できる構造とすること イ) 犬猫の引き取り・譲渡など、動物を伴う来所者用の受付と区別できる構造であること
⑥管理部門	(A)事務室	県職員の事務に使用 ア) 施設利用者出入口（正面玄関）付近に配置すること イ) 空調管理ができる構造とすること ウ)外部の音が気にならない程度の防音構造とすること エ)外部からの各種申請に対応できる受付を設置すること
	(B)更衣室(男)	ア) 外部から見渡せない構造とすること イ) 床の仕上げはすべりにくく、衛生面及び換気に配慮すること ウ) 洗面設備を設けること
	(C)更衣室(女)	ア) 外部から見渡せない構造とすること イ) 床の仕上げはすべりにくく、衛生面及び換気に配慮すること ウ) 洗面設備を設けること
	(D)トイレ	ア) ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したゆとりある構造とすること イ)障がい者や乳幼児連れ利用にも配慮した多目的トイレを整備すること ウ) 男女トイレの各種類（大・小・手洗い）に最低1ヶ所以上身障者手すりを設けること エ) 暖房、温風、脱臭、温水洗浄機能付便座とすること
	(E)シャワー(男)	ア) 更衣室に隣接すること イ) 温水シャワーが使えるようにすること
	(F)シャワー(女)	ア) 更衣室に隣接すること イ) 温水シャワーが使えるようにすること
	(G)洗濯室(人用)	ア) 洗濯置き場を確保すること

項目	用途	要求水準
	(H)給湯室	ア) 利用を踏まえ、適切な位置に設置すること
	(I)書類庫	ア) 書類を整理しやすいような構造とすること
	(J)休憩室	職員 の 休憩室 ア) 外部からの視線に配慮すること イ) 空調管理ができる構造とすること ウ) 外部の音が気にならない程度の防音構造とすること
	(K)所長室	ア) 空調管理ができる構造とすること イ) 外部の音が気にならない程度の防音構造とすること
	(L)会議室	所内会議・打 合せ、クレ ーム対応等 ア) クレーム等でも対応できるように外部からの視線に配慮すること イ) 空調管理ができる構造とすること ウ) 外部の音が気にならない程度の防音構造とすること
	(M)SPC 職員控室	ア) 外部からの視線に配慮すること イ) 空調管理ができる構造とすること ウ) 外部の音が気にならない程度の防音とすること
⑦その他	(A)廊下	ア) 施設利用者出入口（正面玄関）及び職員用通路口を設けること イ) 空調管理ができる構造とすること ウ) 十分な幅員を持たせること エ) 施設利用者入口近くに本や譲渡者からの便り等が展示・収納できる情報コーナーを設置すること
	(B)機械室	ア) 機械室の配置, 広さ, 有効高さ, 配置等の経路、器搬入経路等の設備スペース及び床荷重の決定にあたっては、全体の建築計画と十分な調整を行うこと イ) 機器は、その機能が効率的に確保できるように適切に配置すること。必要に応じて独立室とすること ウ) メンテナンスや設備システムの変更に對するゆとりを確保すること

なお、諸室にケージを設置する場合には、以下の基準を準拠すること。

項目	必要な大きさ
成犬	面積 3.65 m ² 高さ 90cm
子犬	面積 1.2 m ² 高さ 50cm
成猫	面積 0.54 m ² 高さ 120cm ※2 つ以上の棚を設け 3 段以上の構造とすること
子猫	面積 0.24 m ² 高さ 80cm ※2 つ以上の棚を設け 3 段以上の構造とすること

また、各諸室に設置するケージ数は、以下の数値以上とすること。

諸室		ケージの数
検疫室	犬検疫室	成犬用 14, 子犬用 (可動式) 15
	猫検疫室	成猫用 (可動式) 6, 子猫用 (可動式) 10
保護室	犬保護室	成犬用 6, 子犬用 (可動式) 8
	猫保護室	成猫用 (可動式) 3, 子猫用 (可動式) 5
隔離室	犬隔離室	成犬用 (可動式) 3
	猫隔離室	成猫用 (可動式) 3
譲渡子犬展示室 (群)	子犬展示室	子犬用 (可動式) 8
譲渡犬猫展示室 (個別)	成犬展示室	成犬用 5
	猫展示室	成猫用 (可動式) 3, 子猫用 (可動式) 5

(2) 屋外施設

屋外施設の想定床面積は、以下のとおりであるが、駐車場等の面積については、中央森林公園駐車場と隣接していることを踏まえた面積に設定すること。

区分	諸室名	使用目的	想定面積
①広場・運動場	運動場	収容している成犬の運動、しつけ方教室に使用	400 m ² 程度
	動物ふれあい広場	来場者と動物のふれあい	1,000 m ² 程度
②駐車場	駐車場	来訪者、動物収容車	2,500 m ² 程度

屋外施設の諸室・機能に係る要求水準は、以下のとおりである。

項目	用途	要求水準
①運動場・広場	(A)運動場 収容している成犬の運動、しつけ方教室に使用	ア) 小型犬と大型犬が運動するスペースを分けられる構造にすること イ) 散水設備（水栓等）及び電気設備（コンセント等）は、管理方法を踏まえて適宜設置すること ウ) 水飲み場を設けること エ) 動物が逃げ出さない高さのフェンスで囲むこと
	(B)動物ふれあい広場 来場者と動物のふれあい	ア) 散水設備（水栓等）及び電気設備（コンセント等）は、管理方法を踏まえて適宜設置すること イ) 水飲み場を設けること ウ) 施設利用者や動物が休息可能なよう、木陰となる中高木を適宜配置すること エ) 動物が逃げ出さない高さのフェンスで囲むこと オ) 草刈り機等の清掃道具を保管する倉庫を設けること カ) 施設利用者や動物が休息可能なよう、東屋を設置すること
②駐車場	(A)駐車場 来訪者、動物収容車	ア) 出入口に埋没式のチェーンボールを設けること イ) 身体障がい者用の駐車スペースを施設の近くに2台以上確保すること ウ) 施設裏口に7台程度収容可能な車庫と車両洗浄できる設備を設置すること エ) 身体障がい者用と車庫以外に40台以上設けること。 オ) 動物運搬車を一時的に停めるスペースを適切な場所に配置すること カ) 電源設備（コンセント等）や給排水栓を複数設け、テントを設営すれば、簡易の避難所として、利用できる構造とすること

(3) その他

その他の整備に係る要求水準は以下のとおりである。

項目	要求水準
①サイン	ア) 建物及び屋外に、以下の目的のサインを適切に計画して設置すること ・屋外誘導サイン ・屋内案内サイン ・記名サイン ・説明サイン ・規制サイン ・身障者用サイン ・非常用サイン イ) 設置位置には、ピクトグラムや矢印、大きな文字により、利用者の動線に配慮した場所へ設置するように計画すること ウ) 建物内のサインは絵や色を効果的に使用すること エ) 室の使用・空きサインを応接室等の必要諸室に設置すること
②外灯	ア) 敷地内において、防犯及び安全に配慮して外灯を設置すること
③外構	ア) 防犯カメラ及び外周に高さ 2メートル程度の強固なフェンスを設けること

7. 建築設備に係る要求水準

(1) 電気設備

項目	要求水準
①基本方針	ア)各設備は、機能の拡張性、柔軟性等を考慮すること イ)ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性能を考慮して選定し、敷設すること ウ)エコ電線、エコケーブル等を使用すること
②受変電設備	ア)負荷系統に適した変圧器構成とすること イ)変電設備は屋内閉鎖式（屋内キュービクル）とし、保守、増設スペース等を確保すること ウ)負荷系統に適した変圧器構成とすること エ)オイルレス化、省エネルギーを考慮した機器を選定すること
③電灯コンセント設備	ア)（電灯幹線）各機能部分、機械室等ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理が容易に行えるようにすること
④照明器具設備	ア)各機能・各室の用途、適性及び意匠を考慮した適切な機器選定を行うこと イ)適正照度の確保、グレアの防止に努めること ウ)照明器具は、省エネルギー・高効率タイプを利用するとともに、メンテナンスの容易なものとする。また、器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする エ)点滅及び制御方式は、エネルギーの節約、経済性、使用勝手等を考慮したものとする オ)保守が行いやすい場所に設置することを原則とすること カ)人感センサー、照度センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること キ)LED照明を使用すること。
⑤情報通信設備	ア)本施設全体の運営・管理方法を確認し、運用システム、機能を検討した上で必要な機能を有する情報システム及び情報通信環境を計画すること。対応を必要とする諸室については、資料10「電気設備対応諸室一覧」を参照すること
⑥テレビ共同受信設備	ア)地上デジタル放送、BS放送が受信可能とすること。対応を必要とする諸室については、資料10「電気設備対応諸室一覧」を参照すること
⑦時計設備	ア)必要な箇所に子時計を設置すること。対応を必要とする諸室については、資料10「電気設備対応諸室一覧」を参照すること イ)親時計は事務室に設置し、電波による時刻補正機構付とすること
⑧電話設備	ア)事務室から外部との通信できるようにすること。また、本施設内各諸室と事務室との連絡が取れる機能とすること。対応を必要とする諸室については、資料10「電気設備対応諸室一覧」を参照すること
⑨防犯管理設備	ア)監視カメラ、警報呼出表示、連絡用インターホン等の装置を設置し、施設内のセキュリティ情報を統括するシステムを構築すること。対応を必要とする諸室については、資料10「諸室の電気設備対応諸室一覧」を参照すること
⑩火災報知設備・防火排煙設備	ア)事務室に主防災監視装置を設置し、施設内の防災情報を統括するシステムを構築すること

(2) . 空調設備

項目	要求水準
①基本方針	ア)地球温暖化防止等地球環境に配慮し、省エネルギー化を目指した熱源システムを選択すること イ)熱資源器の集約化や自動制御設備等を導入し、維持管理が容易なシステムとすること ウ)主要な機器類は室内設置とし、将来の機器更新等に対応可能な余裕のある設備スペースとすること エ)各機能部分に要求される適切な静寂性と遮音性能を確保すること
②熱源設備	ア)熱源方式はオゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境、利便性、快適性、経済性、保守管理性等に配慮し、使い勝手に適合したシステムとすること
③空調設備	ア)空調システムは各機能・各室の用途・使用勝手・使用時間帯に配慮したゾーニングによる空調システムを選定し、適切な室内環境を確保すること イ)各機能または用途に応じたゾーン・室で温度管理できるシステムとすること。また、事務室において遠方発停制御が可能とすること。 ウ)必要諸室に室内の臭気を十分に脱臭する性能を有する脱臭設備を備えること
④換気設備	ア)諸室の用途、目的に応じた換気システムを採用すること イ)建築基準法（シックハウス対応）に十分配慮した換気設備とすること
⑤排煙設備	ア)建築基準法に従って排煙設備を設けること イ)機能上支障のない部分は極力自然排煙とすること
⑥脱臭設備	ア)室内の臭気を十分に脱臭する性能を有する脱臭設備を備えること。なお脱臭設備を備えるべき諸室は資料9「諸室の設備等一覧」を参照すること。また建物一体を脱臭する方法も採用可能とする

(3) . 衛生設備

項目	要求水準
①基本方針	ア)清掃・維持管理に十分配慮した設備とすること イ)省エネルギー・省資源に配慮した設備とすること
②給水設備	ア)給水システムは、省エネルギーに有効で、各器具において必要水量、必要水圧が定常的に確保できるシステムとすること
③給湯設備	イ)施設内の各機能部分の使用勝手、使用時間帯、使用頻度等を勘案し、効率の良い方式を採用すること
④排水設備	ア)排水流末は県と協議すること イ)排水は「三原市下水道条例」の基準を満たすこと ウ)適切な阻集器を設置して、毛やフン、汚泥が流入しないようにすること
⑤衛生器具設備	ア)省資源・省エネルギーに配慮した器具を設置すること
⑥都市ガス設備	ア)安全性に十分配慮したシステムとすること
⑦消火設備	ア)建築基準法、消防法、三原市火災予防条例、及び所轄消防署の指導等に従い、各種設備を設置すること

第3. 施設の維持管理に関する事項

1. 総則

(1) 業務の目的

維持管理業務及び運営業務は、本施設の引渡しから事業期間終了までの間、要求水準書、事業契約書等に従い、本施設等の機能及び性能等を適正な状態に保ち、施設の利用者が安全かつ快適に利用できる品質、水準等を保持することを目的とする。

なお、要求水準書に記載のない事項については、以下に基づき業務を履行すること。

建築保全業務共有仕様書（最新版）	国土交通省大臣官房官庁営繕課監修
公共建築改修工事標準仕様書建築工事編（最新版）	(財) 建築保全センター
公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編（最新版）	(財) 建築保全センター
公共建築改修工事標準仕様書機会設備工事編（最新版）	(財) 建築保全センター

(2) 業務の期間

業務期間は、本施設の引渡し日から、令和20年3月末までとする。

(3) 施設の開館時間

休館日	開館時間
週2日（土曜日・日曜日・祝日を想定） 年未年始（12/29～1/3）	08：30～17：15

※譲渡展示室及びふれあい室は土日も開館を行う。

(4) 業務の区分

業務の区分は、以下のとおりである。

業務区分	業務内容
①維持管理業務	ア)建物・建築設備保守管理業務
	イ)外構・植栽保守管理業務
	ウ)備品保守管理業務
	エ)清掃・環境衛生管理業務
	オ)警備業務
	カ)修繕業務
	キ)焼却業務
②運営業務	ア)譲渡犬猫展示室運営業務
③付帯施設業務	ア)選定事業者の提案による独立採算事業

(5) 業務の対象範囲

業務の対象範囲は、要求水準書に特に記載のない限り、建物及び外構施設を含む本施設全体とする。

(6) 業務の基本方針

選定事業者は、以下の事項を基本方針として維持管理業務及び運営業務を実施すること。

項目	要求水準
基本方針	ア)維持管理は、予防保全を基本とすること。 イ)関係法令等を遵守すること。 ウ)本施設が有する機能及び性能等を保つこと。 エ)作業環境を良好に保ち、施設利用者の健康被害を防止すること。 オ)劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。 カ)省資源、省エネルギーに努めること。 キ)ライフサイクルコストの低減に努めること。 ク)環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。

(7) 業務の体制

業務の体制は、以下の事項を実施すること。

- ア) 選定事業者は、維持管理業務及び運営業務全般を総合的に把握し、県及び関係機関等との調整を行う「総括責任者」、維持管理及び運営業務の各業務区分の管理等を行う「業務責任者」及び「維持管理業務従事者」「運営業務従事者」の業務実施体制を定め、業務開始の60日前に県に提出し、承認を受けること。「総括責任者」及び「業務責任者」を変更した場合も同様とする。
- イ) 業務従事者等は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとする。
- ウ) 各業務責任者が勤務シフト等により業務に従事しない時間帯は、不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できるようにしておくこと。
- エ) 選定事業者は、業務の一部または全部を構成員又は協力企業以外の第三者に委託する場合、あらかじめ県の承諾を受けること。

(8) 維持管理・運営業務計画書の作成/提出

選定事業者は、業務の実施にあたり、事業年度ごとに、実施内容、実施工程等業務を適正に実施するために必要な事項を記載した「維持管理・運営業務計画書」を作成すること。選定事業者は、維持管理・運営業務開始予定日の90日前までに「維持管理・運営業務計画書(案)」を県に提出して協議を行い、30日前までに「維持管理・運営業務計画書」を県に提出すること。翌年度以降は、次年度の維持管理・運営業務開始日の60日前までに「維持管理・運営業務計画書(案)」を県に提出して協議を行い、30日前までに「維持管理・運営業務計画書」を県に提出すること。

(9) 維持管理・運営報告書の作成・提出

- ア) 選定事業者は、維持管理及び運営の各業務に関する日報、月報、四半期報告書、法定の各種届出・許認可申請書類及び各種点検・保守等報告書等を業務報告書として整理すること。なお、記載すべき事項は、県と協議の上決定すること。
- イ) 月報及び四半期報告書は、対象月及び対象四半期終了後10日以内に県に提出すること。
- ウ) 日報、法定の各種届出・許認可申請書類及び各種点検・保守等報告書等は、選定事業者が保管し、県の要請に応じて提示すること。
- エ) 各種点検・保守等報告書には、施設の修繕記録、設備の運転・点検記録を含むこと。
- オ) 修繕等の実施により実施設計図書に変更が生じた場合は、変更箇所を反映すること。

(10) 非常事態等における対応

事故・火災等による非常時及び事故の発生等の緊急時の対応について、あらかじめ県と協議し、「非常時及び緊急時対応マニュアル」を作成すること。事故・火災等が発生した場合は、「非常時及び緊急時対応マニュアル」に基づき、直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、県及び関係機関に報告すること。

(11) 負担区分

維持管理・運營業務の実施に係る必要な資機材及び消耗部品等は、選定事業者の負担とする。ただし、焼却業務で使用する運搬のためのガソリン代・高速代以外の燃料費等の消耗品は県の負担とする。

(12) 保険

選定事業者は、自らの負担により、維持管理期間中に第三者の身体、財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償を行う第三者賠償責任保険に加入すること。

① 第三者賠償責任保険	ア) 対象	維持管理業務及び運營業務の実施において選定事業者が負う法律上の賠償責任
	イ) 補償額	任意
	ウ) その他	被保険者を選定事業者、維持管理業務及び運營業務を行う企業（下請業者を含む。）及び県とし、交差責任担保特約を付けること。
② 火災保険	ア) 対象	選定事業者の業務上の失火による損失
	イ) 補償額	任意
③ 生産物賠償責任保険※	ア) 対象	付帯施設業務等の実施において選定事業者が負う賠償責任
	イ) 補償額	任意
④ 自動車損害賠償責任保険	ア) 対象	焼却業の実施において選定事業者が負う損害賠償責任
	イ) 補償額	任意

※選定事業者が、付帯施設事業を実施する場合に限る。

(13) 個人情報の保護/秘密の保持

選定事業者は、業務を実施するにあたって知り得た県民等の個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失、又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。また、業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

なお、選定事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(14) ネーミングライツ導入支援

県は、本施設にネーミングライツを導入する予定である。ネーミングライツにより、ネーミングライツパートナーが支払うネーミングライツ料は県の収入とする。

ア) ネーミングライツパートナーの募集は県が行うが、選定事業者は、ネーミングライツの募集に対して資料提供や募集要項案の策定等の協力を行うこと。

イ) ネーミングライツの募集に際しては、選定事業者の募集は妨げない。

ウ) 選定事業者は、開業準備期間からネーミングライツの使用期間にわたり、決定された愛称を使用すること。

エ) ネーミングライツ導入に伴う導入施設内外の看板の表示変更等に係る費用はネーミングライツパートナーが負担し、県又は選定事業者が発行している印刷物やホームページ等の表示変更に係る費用は県が負担する。

なお、現状回復に要する費用は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツパートナーが負担する。

(15) 用語の定義

本要求水準において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
運転・監視	設備機器等を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること。
点検	建築物等の機能及び劣化等の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じた応急措置を判断することを含む。
保守	建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の周期的・継続的に行う軽微な作業をいう。
修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状又は実用上支障の無い状態まで回復させること。
更新	劣化した部位・部材や機器等を新しい物に取り替えること。
劣化	物理的、化学的及び生物的要因により物の性能が低下すること。ただし、大規模な地震や火災等の災害によるものを除く。
清掃	汚れを除去し、又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
日常清掃	日又は週を単位として定期的に行う業務をいう。 例：施設内外の床掃除、ちり払い、手すり清掃、ゴミ等の処理、衛生消耗品の補充、衛生陶器洗浄、汚物処理、洗面所・給湯室等の清掃等
定期清掃	月を単位として定期的に行う業務をいう。 例：施設内外の床洗浄、床ワックス塗布、壁の清掃、金具磨き、ガラスの清掃、マットの清掃、什器備品の清掃、古紙等の搬出等
特別清掃	6ヶ月又は年を単位として行う定期的な業務と不定期に行う業務をいう。 例：照明器具及び電気時計の清掃、吹出口及び吸込口の洗浄、外壁及び外部建具の清掃、除草排水溝及びマンホール等の清掃等

2. 建物/建築設備保守管理業務

(1) 業務の内容

選定事業者は、本施設における建物及び建築設備の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、本施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、要求水準書、事業契約書等に従い、建物及び建築設備の運転・監視、点検、保守、修繕、更新を実施すること。

(2) 業務の対象範囲

建物・建築設備保守管理業務の対象範囲は、本施設における建物の屋根、外壁、建具（内部・外部）、天井、内壁、床、階段等及び建築設備全般（外部の設備を含む）とする。また焼却業務で使用する旧動物愛護センターの焼却施設は焼却業務に含み、本業務には含まないものとする。

(3) 要求水準

項目	要求水準
①建物	<p>ア)部材の劣化、破損、腐食、変形、隙間、不陸、ぐらつき等について調査・診断・判定を行い、性能及び機能の低下がある場合は迅速に修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つこと。</p> <p>イ)建物において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要性が生じた場合の被害拡大防止に備えること。</p> <p>ウ)さびが定常的に発生しない状態を保つこと。</p> <p>エ)仕上材の変褪色により不快感を与えない状態を保つこと。</p> <p>オ)耐水性、耐薬品性、吸音性、断熱性、防滑性、防塵性等、水密性、機密性を維持すること。</p>
②建築設備	<p>ア)各機器、装置の電流、電圧、圧力、温度等は定められた時間に確認し、たえず電源負荷状態及び機械装置の稼動状態の監視を行い、運転状態の良否の判定及び改善に寄与するよう努めること。</p> <p>イ)関連法令の定めるところにより、点検を実施すること。点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、更新等）により対応すること。</p> <p>ウ)法定定期報告を各官公庁に報告すること。報告内容は定期的に県に報告すること。</p> <p>エ)機器装置の能力を最大に発揮できるよう効率の良い経済的な運転を行うこと。</p> <p>オ)さびが定常的に発生しない状態を保つこと。</p> <p>カ)仕上材の変褪色により不快感を与えない状態を保つこと。</p> <p>キ)正常に排水する状態を維持すること。</p> <p>ク)耐水性、耐薬品性、吸音性、断熱性、防滑性、防塵性等、水密性、機密性を維持すること。</p>

3. 外構/植栽保守管理業務

(1) 業務の内容

選定事業者は、施設の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、敷地内の外構施設（工作物を含む）の各部の点検、保守、修繕、更新を実施する。また、敷地内の植栽を適切に保護、育成、処理すること。

(2) 業務の対象範囲

外構・植栽保守管理業務の対象範囲は、敷地内の外構施設（駐車場、通路、及び外灯等の工作物を含む、）及び一部敷地外の水路や造成箇所、敷地内の植栽とする。

(3) 要求水準

項目	要求水準
①外構	ア)外構施設を機能上、安全上また美観上、適切な状態に保つこと。 イ)部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定を行い、迅速に修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つこと。 ウ)重大な破損、事故等が発生し、緊急に対処する必要が生じた場合の被害拡大防止に備えること。 エ)利用者の利便性を考慮し、本施設内の除雪及び除雪後の雪の処理を適切に行うこと。
②植栽	ア)植栽の維持管理にあたっては、利用者及び通行者の安全に配慮すること。 イ)植物の種類、形状、生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。 ウ)薬剤、肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。 エ)必要に応じて施肥、灌水及び病虫害の防除等を行い、植栽を常に良好な状態に保つこと。

4. 備品保守管理業務

(1) 業務の内容

選定事業者は、施設運営に支障をきたさないよう対象となる備品について点検、保守、修繕、更新を行い性能及び機能を維持すること。

(2) 業務の対象範囲

備品保守管理業務の対象となる備品の範囲は、維持管理業務及び運営業務に係る備品とする。

(3) 要求水準

項目	要求水準
共通事項	点検、保守、修繕、更新を行い適切に管理すること。

5. 清掃/環境衛生管理業務

(1) 業務の内容

選定事業者は、本施設を衛生的に保ち、公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、清掃業務を実施すること。

(2) 業務時間

各施設の開館時間中を基本とする。ただし、定期清掃等については、開館時間以外の時間に行うことも可能とする。

(3) 業務の対象範囲

清掃・環境衛生業務の対象範囲及び業務分担は、次項に示す表のとおりとする。

(4) 業務の対象範囲

清掃・環境衛生業務の対象範囲及び業務分担は、以下のとおりとする。

区分	諸室名	業務分担		備考
		日常清掃	定期・特別清掃	
収容動物施設	検疫室（個別）	事業者	事業者	
	保護室（個別）	事業者	事業者	
	譲渡犬猫展示室（個別）	事業者	事業者	※
	譲渡子犬展示室（群）	事業者	事業者	※
	ふれあい室	事業者	事業者	
飼養動物健康管理	グルーミング室	事業者	事業者	
	検査室	県	事業者	
	処置室	県	事業者	
	手術室	県	事業者	
	レントゲン室	県	事業者	
	隔離室（個別）	事業者	事業者	
飼養動物管理	飼養動物飼育室	事業者	事業者	
	保管庫	事業者	事業者	
	倉庫	事業者	事業者	
	飼料室	事業者	事業者	
	洗浄室（大）	事業者	事業者	
狂犬病予防	剖検室	事業者	事業者	
普及啓発等	研修室・展示室	事業者	事業者	
	相談室	事業者	事業者	
管理部門	事務室	事業者	事業者	
	更衣室（男）	事業者	事業者	
	更衣室（女）	事業者	事業者	
	トイレ	事業者	事業者	
	シャワー（男）	事業者	事業者	
	シャワー（女）	事業者	事業者	
	洗濯室（人用）	事業者	事業者	
	給湯室	事業者	事業者	
	書類庫	事業者	事業者	
	休憩室	事業者	事業者	
	所長室	事業者	事業者	
	会議室	事業者	事業者	
	SPC 職員控室	事業者	事業者	
	SPC 倉庫	事業者	事業者	
その他	廊下	事業者	事業者	
	機械室	事業者	事業者	
付帯施設		事業者	事業者	

※ 譲渡犬猫展示室運営業務に含まれるものとし、本業務には含まない

(5) 要求水準

項目	要求水準
①清掃	<p>ア)業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理すること。</p> <p>イ)作業においては電気、水道及びガスの計画的な節約に努めること。</p> <p>ウ)業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。</p> <p>エ)業務に使用する資材・消耗品は、原則として品質保証のあるものを用いることとし、県の承諾を得て同等品を使用できるものとする。トイレットペーパーは再生紙率の高いものを使用すること。</p> <p>オ)出入口付近等は、雨天時等の水ぬれを防止し、滑りにくい状態を維持すること。</p> <p>カ)業務によって発生したゴミの施設内の収集・一時保管及び搬出・処分を行うこと。本施設で発生したゴミを収集し、施設内ゴミ集積場に一時保管し、適切に搬出・処分すること。</p>
②環境衛生管理	<p>ア)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「水道法」等の関係法令に基づき、貯水槽及びその附属部の清掃・点検及び検査を行うこと。</p> <p>イ)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、ゴキブリ、ダニ、その他の害虫を駆除すること。駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。</p> <p>ウ)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、残留塩素の測定を実施し、建築物の衛生的給水管理を行うこと。</p> <p>エ)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、業務を実施すること。</p>

6. 警備業務

(1) 業務の内容

本施設の秩序及び規律の維持、盗難・破壊等の犯罪の防止、火災等の災害の防止、財産の保全及び利用者の安全を目的とする警備業務を実施すること。

(2) 業務の対象範囲

警備業務の対象範囲は、建物及び敷地内の外構施設を含む本施設全体とする。

(3) 要求水準

項目	要求水準
基本事項	ア)閉館時間において、不審者の侵入防止等を行う機械警備を実施すること。 イ)警備業法、消防法、労働安全衛生法等の関連法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。 ウ)閉館時間以外において、県職員が事務室で自ら入退館者の監視・管理、不審者の監視・管理等を行えるよう、防犯センサーや防犯カメラ等を適切に設置すること。なお、防犯カメラの設置場所については資料 10「諸室の電気設備対応諸室一覧」を参照すること。

7. 修繕業務

(1) . 業務の内容

本施設の引渡しから事業期間終了までの間、施設の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、施設全体の修繕を実施すること。ここでいう修繕は、規模の大小を問わず性能・機能を満足できていない劣化や故障等に対する全ての修繕をいう。

(2) . 修繕計画の作成

① 長期修繕計画の作成

選定事業者は、長期修繕計画を作成し、事業期間において実施する修繕計画を明らかにすること。また、長期修繕計画は単年度修繕計画にあわせて、県と協議の上、適宜修正することも可能とする。

② 単年度修繕計画の作成

選定事業者は、業務の実施にあたり、事業年度ごとに、当該年度に計画的に実施する修繕計画を定め、県に提出すること。

(3) . 業務の対象範囲

建物、建築設備、備品及び敷地内の外構施設を含む本施設全体及び焼却業務で使用する旧動物愛護センターの焼却施設も含めたものとし、各保守管理業務と一体的に実施するものとする。

なお、事業期間内の本施設の機能・性能を維持するために必要となる修繕については、大小問わず選定事業者が行う業務に含めるものとし、焼却業務で使用する焼却施設の大規模修繕は本事業範囲外とする。

(4) .修繕の確認

選定事業者は、施設の修繕を行った場合、修繕箇所について、県の立会いによる確認を受けること。維持管理・運営計画書にない修繕又は施設に重大な影響を及ぼす修繕を行う場合、事前に県に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、県の事前の承諾を得ること。

また、修繕を実施する施工業者等に、県に対する瑕疵担保責任を義務付けること(軽微な修繕を除く)。

(5) .修繕に係る書面提出

選定事業者は、施設の修繕を行った場合、当該修繕を完成図書に反映するとともに、使用した設計図、完成図等の書面を県に提出すること。

また、四半期報告書において当該修繕内容を報告すること。

8. 焼却業務

(1) .業務内容

選定事業者は、旧動物愛護センターの焼却機を用いて、病死等で亡くなった動物を適切に焼却処分し、業務実施に伴い発生した廃棄物の処理や焼却施設の保守点検を実施すること。なお、旧センター焼却機は平成 25 年更新設置、平成 30 年 7 月豪雨災害後に修繕済である。

(2) .業務対象範囲と業務分担

焼却業務の対象範囲及び業務分担は、以下のとおりとする。

項目	内容	業務分担	
		県	事業者
①冷凍庫で保存	検疫室や保護室で病死した動物を冷凍保存	○	
②搬入及び搬送	冷凍庫の状況を見て、県の指示により、車両に動物を搬入し、旧動物愛護センターに搬送(月に1・2回程度を想定)		○※1
③焼却	搬送した動物を旧動物愛護センターの焼却炉(1号炉)にて焼却		○
④廃棄物等の処理	焼却終了後、ファンを運転し、炉内の骨灰を出し、袋詰めし、廃棄物等を適切に処理		○
⑤焼却炉保守	焼却炉等の保守を行う		○※2
⑥焼却炉定期点検	焼却炉等の定期点検を行う		○

※1：運搬で使用する車両及びガソリン代、高速代は選定事業者の負担とする。

※2：焼却炉保守で用いるランプ、ヒューズ等の消耗品や付属品は、県の負担とする。

(3) . 要求水準

項目	要求水準
①搬入及び搬送	<p>ア) 県の指示に応じて、冷凍保存する動物を車両に搬入すること。</p> <p>イ) 搬入で使用する車両は選定事業者が調達するものとし、リースでもよいものとする。</p> <p>ウ) 車両の機能は、一定程度の保冷機能を有していることと、想定する動物頭数が運搬可能な規模とすること。</p> <p>エ) 搬入は、一頭ごとにポリエチレン系の袋に入れること。</p>
②焼却	<p>ア) 焼却温度に注意しながら焼却し、炉内を随時攪拌し、焼却終了後は、ファンを運転すること。</p> <p>イ) 焼却炉操作は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の概要、排出対策について熟知し、ダイオキシン類が基準値を超えて発生することのないよう、適切に焼却炉を運転すること。</p> <p>ウ) 焼却がない場合であっても、月1回以上焼却炉の動作確認を行うこと。</p> <p>エ) 焼却に使用する重油の取扱いにあたっては、「危険物取扱者」が行うこと。</p> <p>オ) 事業者の焼却時と合わせて、旧動物愛護センターの現地等にて、福山市等の他自治体から病死等で亡くなった動物の焼却を受け入れる予定であるので、それも含めて焼却すること。</p>
③廃棄物処理	<p>ア) 炉内の骨灰を出し、袋詰めすること。</p> <p>イ) 骨灰は礼意を持って丁寧に扱うこと。</p> <p>ウ) 業務の実施に伴い発生した廃棄物処理は、事業者の負担とし、関係法令等を遵守し、適切に処理すること。</p>
④保守	<p>ア) 定期点検の結果に応じて、適切な保守を行うこと。</p> <p>イ) 劣化又は異常の状態が著しく、保守の内容が高度又は専門の技術等を要すると判断される場合や対応が困難な場合は、県と協議の基、判断すること。</p> <p>ウ) 保守の範囲は、「保守及び定期点検の範囲」を実施すること。</p> <p>エ) 作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えることのないよう、適切な養生を行うこと。</p>
⑤定期点検	<p>ア) あらかじめ県から劣化状況及び故障状況を聴取して、点検を行うこと。</p> <p>イ) 定期点検は年1回以上実施すること。</p> <p>ウ) 定期点検の範囲は、「保守及び定期点検の範囲」を実施すること。なお、記載する範囲以外においても異常を発見した場合は、県に報告すること。</p> <p>エ) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により、応急措置を講じるとともに、速やかに県に報告すること。応急措置や危険防止の措置にかかる費用は、県との協議によるものとする。</p> <p>オ) 作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えることのないよう、適切な養生を行うこと。</p>

(4) .保守及び点検の範囲

項目	範囲
保守	ア)汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃 イ)取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整 ウ)ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め エ)消耗部分の交換もしくは補充 オ)潤滑油，グリス，充填油等 カ)ランプ類，ヒューズ類 キ)パッキン，ガスケット，Ｏリング類 ク)接触部分、回転部分等への注油 ケ)軽微な損傷がある部分への補修 コ)塗装（タッチペイントによる部分的な塗装補修とし、ホルムアルデヒド放散等級F☆☆☆☆の防錆ペイントを使用する。） サ)支給部品による簡単な部品交換 シ)その他これらに類する軽微な作業
定期点検	ア)焼却炉本体 ・貯芥室、燃焼室、補助室、キャスタブル イ)バーナー ・燃焼バーナー 1基、着火バーナー 1基、補助バーナー 1基 ウ)送風機 ・燃焼送風機 1基、窓送風機 2基、減速機（上扉開閉装置） エ)投入口開閉装置 ・パワーシリンダー（下扉開閉装置）、パワーシリンダー（ロック装置） オ)熱電対 ・貯芥室熱電対、燃焼室熱電対、補助室熱電対 カ)煙突及び煙道 ・親煙突、ライトニング煙突 キ)温度記録計 ク)操作盤 ケ)上記以外にも異常を発見した場所

9. 譲渡犬猫展示室運營業務

(1) 業務の内容

1) . 動物飼育に関する業務

① 給餌業務

選定事業者は、施設内の飼育動物が適切に生命を維持できるよう、給餌作業を行うこと。また、飼育動物の健康状態について確認すること。飼料は県で調達する。

② 清掃・洗浄・消毒業務

選定事業者は、譲渡展示室を衛生的に保ち、動物の健康を維持するため、譲渡犬猫展示室（個別）と譲渡子犬展示室（群）のケージ類、給餌容器等の清掃・洗浄・消毒を行うこと。

2) . 動物譲渡に関する業務

① 犬猫譲渡業務

来館者に対して譲渡動物の説明を行うこと。また、ふれあいながら犬猫との相性を確かめる場合にはふれあい室を積極的に利用しながら説明を行うこと。

譲渡を実施するにあたり「申請書」記載の補助や「誓約事項」の説明を行うこと。

② 譲渡動物情報発信業務

広島県 HP に記載する動物情報の写真撮影から HP 投稿、その他譲渡動物に関連した HP 業務を実施すること。

なお、選定事業者が独自提案を行った場合の情報発信媒体の管理も含めるものとする。

③ 出張譲渡会等開催業務

譲渡適性のある動物を譲渡出来ない場合等においては、必要に応じて動物愛護センター外の敷地等において、選定事業者は出張譲渡等（出張譲渡に限るものではない）を開催すること。基本的には、選定事業者が実施するものとするが、県は可能な限りサポートするものとする。

(2) 業務の体制

選定事業者は、動物飼育管理業務を適切に遂行するため、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」第3条第1項第4号に掲げる要件に該当する者を動物取扱責任者として、1名以上常駐させることが望ましい。その他の業務従事者の人数は提案によるものとする。

(3) 業務の対象範囲

動物飼育に関する業務は、譲渡犬猫展示室（個別）と譲渡子犬展示室（群）で飼育する犬、猫を対象とし、動物譲渡に関する業務は、譲渡犬猫展示室（個別）と譲渡子犬展示室（群）で飼育する犬、猫とふれあい室を対象とする。

(4) 業務に係る備品について

本業務に係る備品は選定事業者が用意すること。飼料は県が購入する。

(5) . 犬猫譲渡業務の業務範囲と業務分担

項目	県	民間事業者
【検疫・保護室業務】		
①譲渡候補動物の選定・健康管理等	○	
②譲渡動物の譲渡展示室への搬入	○	
【譲渡展示室業務】		
①譲渡動物の飼育管理		
・譲渡展示室清掃・消毒		○
・譲渡動物への給餌		○
・食器洗浄・殺菌		○
②譲渡動物の健康管理		
・譲渡動物の健康状態の確認		○
・投薬・治療	○	
・飼料の購入	○	
・給餌量・給餌方法の指示	○	
③譲渡講習会の開催	○	
④譲渡動物の説明（接客対応）		○
⑤譲渡動物の譲渡事務		
・申請書記載補助		○
・誓約事項説明		○
・マイクロチップ装着	○	
【譲渡動物の広報業務】		
①譲渡動物の HP 掲載		
・譲渡動物の写真撮影		○
・譲渡動物の HP アップ		○
・その他譲渡動物に関連した HP 業務		○
②譲渡動物の発信（SNS・その他）		○
③譲渡制度の広報（SNS・その他）	○	○

(6) . 動物飼育に関する業務要求水準

項目	要求水準
健康状態の確認	<p>ア) 動物の動作等を目視し、異常（行動・動作の異常、糞尿の異常等）がないことを確認すること</p> <p>イ) 健康状態の確認は1日3回（朝・昼・晩）実施し、記録すること。また、異常を認めた場合は、直ちに県職員に報告すること</p>
飼料	<p>ア) 動物に与える飼料は、県による指示によるものとする。</p>
給餌方法	<p>ア) 動物ごとに1日3回（朝・昼・晩）給餌を行うこと。また、健康状態に異常を認めた動物や幼少動物の給餌方法は、県職員と協議の上決定すること</p> <p>イ) 動物の種類、体格、年齢、健康状態に応じた量を与えること</p> <p>ウ) 動物ごとに給餌した飼料の種類と量を記録すること</p> <p>エ) 給餌後の残量について記録すること</p> <p>オ) 動物が飲む水は適宜取替え、常に清潔な状態に保つこと</p>
動物飼育室の清掃	<p>ア) 1日3回清掃を実施し、清潔に保つこと。（ケージ内を含む）</p> <p>イ) 汚物は適宜取り除き、必要に応じて床を洗浄すること</p> <p>ウ) 糞便等に異常（血便、血尿、下痢便等）を発見したときは、直ちに県職員に報告すること</p> <p>エ) 汚物等により動物の被毛が著しく汚れた場合は、温湯等で汚れを取り除くこと</p> <p>オ) 清掃等により発生する汚物、廃棄物等は、清掃後に密封して所定のゴミ集積場に運び、動物飼育室に臭気が残らないよう努めること</p>
動物飼育室の消毒	<p>ア) 週2回、それぞれケージ等の消毒を行うこと。ただし、動物飼育室内で飼育する動物で、感染症が疑われた場合は、その都度消毒を行うこと</p> <p>イ) 消毒は、飼育する動物に悪影響を与えない種類及び方法とし、詳細は県と協議の上決定すること</p>
給餌容器等の洗浄・消毒	<p>ア) 給餌容器等は、残渣を取り除き、洗浄すること</p> <p>イ) 洗浄後は水分をふき取り、乾燥させること</p>

(7) . 動物譲渡に関する要求水準

項目	要求水準
犬猫譲渡	<p>ア) 来訪者に対して譲渡動物の性格等の特徴を正確に説明すること</p> <p>イ) 来訪者が譲渡を希望するもしくは触れ合いを希望する場合等には、積極的にふれあい室を使用すること</p> <p>ウ) 来訪者に譲渡動物を譲渡する場合には、「申請書」や「誓約事項」を説明し、記載に対して補助を行うこと</p>
譲渡動物情報発信	<p>ア) 県の指示に応じて、譲渡動物を効果的な譲渡に繋がるように、写真撮影を行うこと</p> <p>イ) 撮影した写真は、県の許可を得て、HPにアップロードすること</p> <p>ウ) その他、譲渡動物の関連したHP業務について、県に積極的に協力すること</p>
出張譲渡会等開催	<p>ア) 譲渡適性のある動物を譲渡出来ない場合等においては、必要に応じて動物愛護センター外の敷地等において、選定事業者は出張譲渡等を開催すること。</p> <p>イ) 開催回数は、年4回程度を想定しており、県等の指示により必要に応じて行うこと。</p> <p>ウ) 譲渡を促進するものであれば、出張譲渡会に限るものでなくても良く、県との協議のもと、決定すること。</p>

10. 付帯施設に関する業務

選定事業者が整備する付帯施設については、人が集まる魅力的な施設とするため、ペット用品売場やドッグラン・カフェ、ペットホテル等、動物関連の業務（生体販売は認めない）や施設整備を行わないイベント開催等を行うことができる。

なお、ペット用品売場やカフェ、ペットホテル等、建物整備を伴う付帯施設事業を実施する場合は、本施設と合築するものとし、合築しない場合は、付帯施設事業として整備を認めないものとする。

(1) 借地料

独立採算事業を基本とする。なお、土地の使用料等については、提案内容を踏まえ、県において減免等の検討を行うものとする。

(2) 光熱水費の負担

選定事業者が付帯施設業務を実施する場合、付帯施設業務に係る光熱水費は、選定事業者の負担とする。

選定事業者は、光熱水費の項目ごとに、提案単価に以下の方法で算出された使用量を乗じて算出される金額を県に支払うこととする。なお、ここで用いられる各光熱水費の単価は、事業契約書(案)に示す単価の改定方法に従って改定を行う。

① 使用量の計測

子メーター等を設置するなど、付帯施設業務の使用量を計測できるようにすること。

② 使用量の計測が困難な場合

使用量の計測が困難な場合（例：全館空調を採用した場合の空調費等）については、面積割で使用量を定めることとする。

※ 使用量の計測が困難な場合の使用量の算出方法

付帯施設業務に係る光熱水費の使用量 ＝付帯施設業務の専有面積／光熱水費の対象となる面積×施設全体の使用量
